

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 6 月 29 日

金 曜 日

号 外(10)

目 次

規 則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 6 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第43号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の表の10の項の左欄中「政令」という。）の次に「、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）」を加え、同項の右欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第38号までを1号ずつ繰り上げ、第39号を第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (39) 医療法施行規則第9条の15の2の規定による申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

